

第2章 函館市の環境行政

1. 我が国における環境問題の変遷

我が国における環境問題は、昭和30年代からの高度経済成長期における重化学工業の進展などが水俣病(※)などの産業公害を引き起こし、特定の事業活動が住民に健康被害をもたらす構造でした。

このため、国は公害対策関係の法律や自然環境保全法の制定、環境庁の設置により、公害対策と自然保護対策を二本柱として環境政策を進めました。

昭和50年代には都市・生活型公害が顕在化し、昭和60年代には地球の温暖化やオゾン層の破壊など地球規模での環境問題が顕現化してきました。

また、近年の環境問題に関する世界の動きとしては、2015(平成27)年に持続可能な開発目標(SDGs)を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や地球温暖化対策の新しい国際的枠組み「パリ協定」が採択され、2020(令和2)年から「パリ協定」の本格的な運用が始まるほか、プラスチックごみの海洋流出による生態系への悪影響など地球規模での対応が求められており、我が国においても、2016(平成28)年に「持続可能な開発目標実施指針」が策定されたほか、2018(平成30)年6月に「気候変動適応法」が成立し、同年12月に施行されています。また、2019(令和元)年5月に「プラスチック資源循環戦略」や「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が策定されるなど、各分野の施策を推進していくこととしております。

廃棄物問題については、今日の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会のあり方や国民のライフスタイルを見直し、循環型社会を形成することが喫緊の課題であり、「循環型社会形成推進基本法」をはじめ、各種リサイクル法を整備し、廃棄物の発生抑制(リデュース)・再利用(リユース)・再生利用(リサイクル)を推進する循環型社会の形成をめざしています。また、2019(令和元)年5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が成立し、多様な主体が連携し国民運動としての食品ロスの削減を推進していくこととしています。

※ 公害の原点とも言われる水俣病を教訓として、水銀による公害を防ぐ「水銀に関する水俣条約」が、74カ国・地域の批准により2017(平成29)年8月16日に発効しました。

2. 本市における環境行政

公害の問題が全国的にクローズアップされはじめたころ、本市においてもこれに対処すべく1965(昭和40)年12月に助役を長とし、関係部局長で構成する公害対策連絡会を発足させ、次いで1970(昭和45)年10月に企画部に公害対策課、同年12月には衛生試験所内に環境試験係を設置するとともに、市長の諮問機関である公害対策審議会の発足など体制の整備を図りました。

1972(昭和47)年には「公害防止条例」、「廃棄物の処理および清掃に関する条例」を制定し、国や道の規制措置とあわせた施策により、公害防止対策や廃棄物処理の適正化を図るとともに、1993(平成5)年には「ごみの散乱防止に関する条例」を制定し、美しく快適な生活環境や良好な都市環境の形成に努めています。

地球規模での環境問題に対しては、環境基本条例や環境基本計画および個別計画を策定し、地球環境の保全に係る基本理念や基本方針を定め、温暖化防止等に係わる具体的な取り組みを行っています。

(1) 環境基本条例

本市では、環境問題に対処するため、公害対策、廃棄物のリサイクルのほか、景観保全、緑化推進など様々な環境関連施策を行ってきました。

しかし、環境問題を分野別ではなく、人の健康や生活環境、自然環境などとの関係から総合的にとらえることが必要となっており、さらに現在の環境問題は、通常の事業活動や日常生活による環境への負荷の増大に起因していることから、従来の個別企業に対する指導行政のほか、市民一人ひとりの

消費行動を環境への負荷の少ないものへと誘導することを視野に入れた総合的な環境保全施策の取り組みが求められるようになりました。

また、市民の環境に対する意識も変化し、ゆとりと潤いのある生活や自然とのふれあいなど快適な生活に対するニーズが高まってきました。

このような中で、市民に良好な地域環境を提供し、さらに人類の生存基盤としての地球環境を保全するための取り組みを進め、この環境を将来へ引き継ぐため、市民、事業者、行政がその責務を自覚し、長期的視点に立って積極的に行動することが重要であり、そのための取り組みの方向性を示す必要が生じてきました。

このことから、将来にわたっての環境に関する基本理念や市民、事業者、市の責務、そして施策の基本方針などを明らかにするため、1999(平成11)年9月に環境基本条例を制定しました。

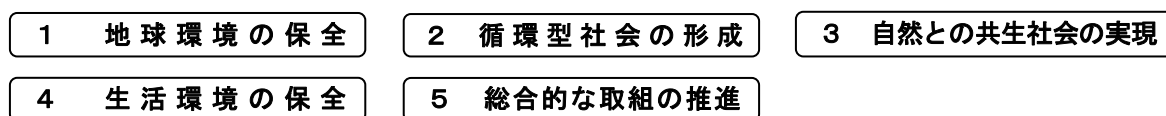
(2) 環境基本計画

本市では、環境基本条例第8条の規定に基づき、同条例で示した基本理念の着実な実現に向け、環境の保全および創造に関する施策を総合的・計画的に推進することを目的として、2000(平成12)年3月に函館市環境基本計画、2010(平成22)年3月に同計画[第2次計画]を策定し、各分野で環境保全のための取り組みを進めてきました。

こうしたなか、同計画[第2次計画]の計画期間が2019(令和元)年度までとなっていることから、今後も同条例の基本理念の実現に向け、近年の環境問題に関する動向や本市の環境の状況に適切に対応していくため、2020(令和2)年3月に同計画[第3次計画]を策定しました。

この同計画[第3次計画]では、本市に集う全ての人が、環境に配慮した行動をとり、環境への負荷の少ない社会を築いて、将来に引き継ぐという意味を込め、めざすべき環境像を「豊かな自然と歴史ある町並み みんなで守り未来へつなぐ 環境にやさしいまち はこだて」と定め、この実現に向けて、5つの基本目標(図2-1)に基づき、柱となる基本施策を定め、具体的な施策の内容を個別施策として設定しています。

図2-1 基本目標



(3) 個別計画

①地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

環境基本計画で示した環境分野のうち地球温暖化防止対策に係る個別計画として、「地球温暖化対策推進法」に基づき、2011(平成23)年3月に「函館市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定しました。

この計画は、地域特性に応じた地球温暖化対策を総合的・効果的に推進するため、将来に向けての温室効果ガス削減目標を掲げ、それを達成するための具体的な施策を示したものであり、同法第21条に規定された地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス削減のための施策に関する事項を定めています。

②主体別行動計画

環境基本計画で示した環境の保全・創造に向けた取り組みを推進し、基本計画の実効性を確保するため、市民・事業者・市の環境配慮行動メニューなどを示すガイドラインとして行動計画を策定しました。

市民編は環境に配慮した生活をおくるための“ちょっとした工夫”や“情報”を環境カレンダーとして2000(平成12)年12月に全世帯に配付し、また、事業者編は事業活動における環境配慮のための具体的な行動をとりまとめ、2001(平成13)年3月に事業者に配付しました。

また、市が一事業者・一消費者として事務事業における環境への負荷を低減するための行動目標を設定した「函館市環境配慮率先行動計画」を2002(平成14)年2月に策定し、市の全ての施設で全ての職員が行動しています。

この率先行動計画は、「地球温暖化対策推進法」に基づく温室効果ガスの排出抑制のための実行計画(事務事業編)としても位置付けています。

率先行動計画に示した環境保全項目のうち「施設整備等に係る環境配慮」については、2003(平成15)年3月に「函館市公共事業環境配慮指針」を策定し、市が実施する道路、施設建設などの公共事業においても環境に配慮することとしています。

なお、「函館市環境配慮率先行動計画」および「函館市公共事業環境配慮指針」は、Ⅱ(第2期計画)、Ⅲ(第3期計画)と見直しを図りながら、2017(平成29)年度からは2021(令和3)年度を目標年度とする「函館市環境配慮率先行動計画(Ⅳ)」および「函館市公共事業環境配慮指針(Ⅳ)」として引き続き環境保全活動に取り組んでいます。

③環境教育・環境学習推進基本方針

環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築に主体的に参画できる人材を育成することを目的として、2005(平成17)年3月に「函館市環境教育・環境学習推進基本方針」を策定しました。

この基本方針は、今後の本市の環境教育・環境学習の基本的方向を明確にし、具体的な施策を提示するとともに、環境学習を実践する際のノウハウを整理したものです。